# 直接夫問題 五山なみに

## 三鉱連大会 諸協定改訂を確認

三鉱連大会第六日目は諸協定改訂闘争を論議したが、佐藤法対部長(労働部長)から、それぞれつぎのような説明があり、これを確認した。

精機資金協定は一万五千円の要求が一万二千円、視機金五千円の要求が賃与金のうち二千円の勤務債却となった、賃与条件についても前協定より若干の進展がみられている。

今回は同一職業(疲労内容本別)の状態にクエイトがおかれたが、将来は他職業の状態も研究して、さらに前進に努力するようになった。なお附属病院については、会社側の意見によって交渉が行われたが、前回通りの妥結にならざるを得なかった状態である。

災害補償の件については、看護料一万二千円を十万円にすることで交渉したが、疲労、他職業との関連から十万円ということはうたえなかった。

こういうことで協定したが、これによって従来の山元復行を損制しようということではない。けい肺死亡のときは別に五万円をおくることを確認している。

廣一社労その他の取扱いには心臓マヒで死亡した場合等を「その他」として含んでいるか。

答 それが社労としてやられている慣行があればよい。

退手の件については、現行協定の附属書として結んだが、採鉱関係の保安係員は直接夫扱いにするということで交渉した。採炭、掘進充填、仕繰の保安係員について直接夫扱いにすることは意見が一致したが、何時から実施するかという点で、会社は協定成立の時からと主張、われわれはその業務に従事したときから適用せよということで対立、会社は終戦前の実態がつかめないという問題もあって成立後を主張、こういうことで結局終戦後保安係員として直接現場に働いたものに適用するということになった。これだけでは不十分な面もあるが、それらの面については各山で処理して頂きたい。

三池の仕繰夫を直接夫に入れる要望がなされていたが、対立、難航し結果的には不十分な御決になった。会社はこの問題は本店では触れず三池で、ということであったわれわれは五山なみにということで交渉したが、会社は三池と五山の実態を比較すると、三池で仕繰夫として包括されているものを一括して直接扱いにすると五山との均衡を失う、ということで対立、われわれは三池の仕繰の中から五山なみのものについて直接扱いにしたいということで協定した。したがって、他山では間接扱いにされているものは残すということになっている。具体的な資料がないので、今後三池労組と連絡をとり具体的に調査した上で別途交渉したい。なお三池の場合いつから実施するかについては他山同様及びすることで交渉したが、書類がなく技術上困難なので、金額の面で考慮すべく交渉したがそれも出来なかった。

臨時夫期間の通算の件は二〇、九一以降直轄鉱員に採用された臨時夫の臨時夫期間の二分の一を通算する。

同一職種にあって退職する場合、退職時の健保日額が従前より低い場合の交渉をしたが、職種転換しないで退職時の健保日額が下ったときは、その下った理由がもし公傷ならびに社傷による場合には前期の健保日額をつかうということである。

質 保険係員の件について、六カ月会欠者には支給しないというのは、財源として対象にしないということか、選手について、選挙担当に変ったときは?

答 財源のとり方は明確になっていないので